

中能登町いのち支える自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない 生き心地のよい中能登町をめざして～

概要版

平成31年度から5年間

【計画策定の趣旨】

平成18年に制定された自殺対策基本法は、「誰もが自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、平成28年に改正され、すべての市町村が「自殺対策計画」を策定することが義務付けられ、地域レベルでの自殺対策をさらに推進することとされました。

中能登町においても自殺対策計画を策定し、「生きることの阻害要因（自殺リスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことで、「生きることの包括的な支援」として地域全体で自殺対策に取り組み、自殺対策を総合的に推進する計画として策定しました。

【計画の位置づけ】

自殺対策基本法に基づく、町の自殺対策計画

本計画は、「第2次中能登町総合計画」を最上位計画とし、社会福祉法に基づく「中能登町地域福祉計画」をはじめ、町の関連計画との整合性を図る

【計画の期間】

平成31年度（2019年度）～平成35年度（2023年度）までの5年間

【計画の数値目標】

「誰も自殺に追い込まれることのない中能登町」の実現を目指す

【自殺の現状と課題】

①本町の自殺者数は、年による増減はあるが横ばいの状況

男性は、各年代に自殺者がいる状況

女性は、50歳代から高齢期に自殺者がいる状況

②国による自殺実態分析から、本町における自殺の特徴として、「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営」が重点施策として推奨され、解決に向けた取り組みが課題である

平成31年3月

中能登町

【基本理念と施策の体系】

自殺総合対策大綱では、自殺対策の本質が生きることの支援であることを改めて確認し、「いのちを支える自殺対策」という理念を前面に打ち出して、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すとしております。

本町においても、「いのち支えあう なかのと ～誰も自殺に追い込まれることのない 生き心地のよい中能登町をめざして～」を基本理念とし、「いのち」「こころ」「つながり」を合言葉に全庁的連携のもと、関係機関・団体との連携を図りながら、自殺対策を推進していきます。

いのち支えあう なかのと

～誰も自殺に追い込まれることのない
生き心地のよい中能登町をめざして～



3つの「重点施策」

1. 高齢者の自殺対策の推進
2. 生活困窮者支援と自殺対策との連動性の向上
3. 勤務・経営に関わる自殺への対策の推進

5つの「基本施策」

1. 地域におけるネットワークの強化
2. 自殺対策を支える人材の育成
3. 住民への啓発と周知
4. 生きることの促進要因への支援
5. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

生きる支援の関連施策（106事業）

既存事業を自殺対策（地域づくり）の観点から捉え直し、様々な課題に取り組む各課、各組織の事業を連携

国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての自治体で取り組むことが望ましいとされた「基本施策」と、地域の自殺の実態を詳細に分析した地域自殺実態プロファイルにより示された「重点施策」を組み合わせ、地域の特性に応じた実効性の高い施策を推進していきます。

また、庁内において既に行われている様々な事業を「生きる支援の関連施策（106事業）」と位置付け、より包括的・全庁的に自殺対策を推進していきます。

【いのち支える自殺対策への取組 ～基本施策～】

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

自殺対策を推進する上での基盤となる取組が、地域におけるネットワークの強化です。

誰もが安心して生きられるよう、自殺対策に特化したネットワークだけでなく、各事業を通じて地域に展開されているネットワーク等との連携強化に取り組みます。

- 施策の方向性
- (1) 地域における連携・ネットワークの強化
 - (2) 庁内における連携・ネットワークの強化
 - (3) 特定の問題に関する連携・ネットワークの強化

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

自殺のリスクの高い人の早期発見と早期対応を図るため、自殺の危険を示すサインに気づき、話を聴いて、見守りながら必要な相談、支援機関につなぐ役割を担う人材（ゲートキーパーなど）の養成と資質向上を図ります。

- 施策の方向性
- (1) さまざまな職種を対象とする研修の実施
 - (2) 住民を対象とした研修による人材育成

基本施策3 住民への啓発と周知

自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、いのちや暮らしの危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適切であるということの理解を促進していきます。自殺対策における住民一人ひとりの役割などについての意識が共有されるよう、啓発事業を展開していきます。

- 施策の方向性
- (1) リーフレット等啓発グッズの作成と周知
 - (2) 住民向けの講演会やイベント等の開催
 - (3) メディアを活用した啓発活動
 - (4) 地域や家庭と連携した情報の発信

基本施策4 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因（孤立・過労・生活困窮等）」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因（自己肯定感・信頼感・危機回避能力等）」を増やす取組を行うことが必要です。そのため、さまざまな分野において「生きることの促進要因への支援」を推進していきます。

- 施策の方向性
- (1) 自殺リスクを抱える可能性のある人への支援
 - (2) 妊産婦・子育てをしている保護者への支援
 - (3) 自殺未遂者への支援
 - (4) 遺された人への支援
 - (5) 支援者への支援

基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

児童生徒が命の大切さを実感できる教育だけではなく、命や暮らしの危機に直面した時やつらい時、苦しい時は助けを求めてもよいということを学ぶ教育（SOSの出し方教育）など、直面する問題に対処する力やライフスキルを身に付けることができるよう取り組みます。

- 施策の方向性
- (1) SOSの出し方に関する教育の実施
 - (2) SOSの出し方に関する教育を推進するための連携の強化

【いのち支える自殺対策への取組 ～重点施策～】

重点施策1 高齢者の自殺対策の推進

本町の全ての自殺者のうち60歳以上の割合は、平成25年～29年の5年間で約7割を占めています。特に、高齢者の場合は、健康問題、社会的役割の喪失感や孤独感などが加わり、閉じこもりや抑うつ状態から孤立・孤独に陥りやすいといった高齢者特有の課題を踏まえ、多様な背景や価値観に対応した支援や働きかけを行い、生きることの包括的支援としての施策の推進を図ります。

- 施策の方向性
- (1) 包括的な支援のための連携推進
 - (2) 高齢者の健康不安に対する支援
 - (3) 高齢者が生きがいと役割を実感できる地域づくりを推進する
 - (4) 介護者（支援者）への支援を推進する

重点施策2 生活困窮者支援と自殺対策との連動性の向上

本町の全ての自殺者のうち無職者の割合は、平成25年～29年の5年間で約6割を占めており、国による自殺実態分析では、本町の自殺対策の重点として「生活困窮者」の対策を推奨しています。

生活困窮の背景には、多重債務や労働問題、精神疾患、虐待、DV、介護等の多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多く、経済的困窮に加えて社会から孤立しやすいという傾向にあり、生活困窮の対策は包括的な生きる支援として行われる必要があります。

生活困窮者の中には自殺のリスクを抱えている人が少なくない状況を踏まえ、生活困窮者自立支援法による自立相談支援事業と連動した包括的な支援に取り組みます。

- 施策の方向性
- (1) 生活困窮に陥った人への「生きることの包括的な支援」を強化する
 - (2) 支援につながっていない人を、早期に支援へとつなぐための取組を推進する
 - (3) 多分野の関係機関が連携・協働する基盤を整備する

重点施策3 勤務・経営に関わる自殺への対策の推進

本町の全ての自殺者のうち有職者の割合は、平成25年～29年の5年間で約4割を占めており、有職者は、家庭や職場の双方で不安やストレスを感じ、心理的、社会的にも負担を抱え、最終的に自殺のリスクが高まることも想定され、勤務問題も影響を及ぼしている可能性が考えられます。

町内の事業所は、職場のストレスチェックの報告が義務付けられていない従業員50人未満の事業所が全体の98%を占め、町内で働く勤労者の74%が50人未満の事業所に勤務している状況にあり、実態を把握しにくい現状です。精神保健的な視点と社会・経済的な視点を含めた包括的な取組みにより、健康で働き続けられる環境を整えます。

- 施策の方向性
- (1) 勤務問題による自殺リスクの低減に向けて、早期に支援につなぐための連携を強化する
 - (2) 勤務問題の理解を深め、相談先についての周知を進める
 - (3) 健康経営に資する取組を推進する